

## 堺市立重症心身障害者（児）支援センターの入所・通所者の募集について

平成 23 年 6 月  
堺市長 竹山 修身

堺市では、現在、重症心身障害者（児）やそのご家族の方が、住み慣れた地域で、安心して豊かに生活することができるよう、各種支援を行う「堺市立重症心身障害者（児）支援センター」（堺区旭ヶ丘中町）の整備を進めております。

施設の開所については、平成 24 年 4 月を予定しており、平成 24 年 5 月から段階的に入所施設・通所施設の利用者を受け入れていく予定です。

つきましては、このたび、入所施設・通所施設の利用を希望される方を募集することとなりましたので、お知らせします。

### 1. 堺市立重症心身障害者（児）支援センターとは

重症心身障害者（児）の方に対して、入所、短期入所、通所、外来などを通じて、医療や生活支援を総合的に提供する施設です。

#### 施設の概要

##### (1) 名称

堺市立重症心身障害者（児）支援センター

##### (2) 所在地

堺区旭ヶ丘中町 4 丁 3 番 1 号

##### (3) 指定管理者（以下「施設運営者」という。）

社会福祉法人 三篠会

##### (4) 施設規模

敷地面積 8,302.10㎡

建物面積 4,475.67㎡

延床面積 17,350.58㎡のうち、4,830.08㎡

##### (5) 事業内容

###### 入所施設【定員 50 名】

これまで「重症心身障害児施設」として整備を進めてきましたが、平成 24 年 4 月から制度が変わり、18 歳未満の方は医療型障害児入所施設、18 歳以上の方は療養介護事業として入所していただくこととなります。

###### 短期入所事業【定員 10 名】

堺市内在住の在宅で生活する重症心身障害者（児）を中心に短期間入所する事業です。（利用希望者はあらかじめ登録が必要となります。（4 頁参照））

###### 外来診療・リハビリテーション

診療を通じて重症心身障害者（児）等の健康援助や、リハビリテーションを実施します。

###### 通所施設【1 日定員 15 名】

18 歳以上の重症心身障害者を対象として、日中活動の場を提供します。

（入浴や送迎あり）

###### 相談支援事業

## 2. 入所施設・通所施設の利用対象者について

入所施設・通所施設の利用対象者は、堺市内在住で、次の要件を満たす方となります。

事業種別		要件	
入所施設	18歳未満	医療型 障害児入所施設	支給決定の要件を満たす、在宅での生活が困難な重症心身障害児
	18歳以上	療養介護事業	障害程度区分が区分5以上の支給決定の要件を満たす、在宅での生活が困難な重症心身障害者
通所施設	18歳以上	重症心身障害者 通所事業	在宅で生活する重症心身障害者

重症心身障害者(児)とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方で、身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由)と療育手帳(A判定)の両方を所持している方です。

(身体障害の程度は、寝たきりの状態から座位を保つことができる程度まで)

## 3. 利用申請手続きについて

- 入所施設・通所施設の利用を希望される場合は、7月1日(金)から8月31日(水)までに、下記の申請窓口で利用申請手続きを行ってください。  
なお、平成24年4月1日までに18歳になる方は、各区地域福祉課において利用申請手続きを行ってください。

【申請窓口】(所在地・連絡先は、4頁の【問い合わせ先】を参照。)

18歳未満	18歳以上
子ども相談所	各区地域福祉課

利用申請手続きは、入所施設・通所施設の利用を希望される方の年齢やお住まいにより、申請窓口が異なりますので、ご注意ください。

- 9月1日(木)以降に利用申請手続きを行われた方については、今回の利用調整の対象にはなりません。
- 平成22年12月に児童福祉法が改正されたことに伴い、18歳未満で入所施設の利用を希望される方については、今後、新たに厚生労働省から示される内容により、申請書類・調査等の追加・変更が発生する場合がありますので、ご了承ください。

#### 4 . 利用者の選考について

- ・ 利用申請手続きを行った方へは、上記2の要件を確認するため、各種調査を行い、要件を満たす方を対象に、障害の状況、医療・看護・介護の状況、生活基盤（住まい）介護者の状況について、アンケートや訪問面接を施設運営者とともに行います。
- ・ 利用者の選考にあたっては、公正・公平かつ円滑な施設利用を実現するため、堺市が「利用調整会議」を設置します。
- ・ 利用調整会議においては、上記のアンケートや訪問面接の結果を総合的に評価し、施設の受入体制を考慮の上、早急に施設を利用することが必要である方を利用者として選考します。

#### 5 . 選考結果の通知について

利用調整会議が終了した後、堺市から利用希望者へ選考結果を通知します。

なお、利用者として選考された方は、堺市から施設運営者へ推薦し、利用者として選考されなかった方は、待機者となります。

#### 6 . 利用者の決定について

利用者として選考された方へは、施設運営者から日程調整の連絡を行い、各種説明や施設見学などを実施します。

また、利用者として選考された方と施設運営者との間で、施設の利用に関して合意できれば、堺市が利用者の決定（支給決定）を行います。

#### 7 . 入所・通所施設を利用するまでの流れ

平成23年6月23日（木）	利用希望者説明会の開催
平成23年7月1日（金）	利用申請手続きの受付
平成23年8月31日（水）	
	利用対象者の要件の確認 利用対象者の要件を満たす方へのアンケート・訪問面接
平成24年1月	利用調整会議の開催
平成24年2月	選考結果の通知
	施設利用に関する説明 施設見学
平成24年5月	順次、利用者の受け入れを開始

## 8. 利用希望者説明会の開催について

日 時	平成23年6月23日(木) 10:00~12:00 (開場 9:30~)	
場 所	堺市総合福祉会館6階ホール 堺区南瓦町2番1号	
申 込	不要。直接会場へ。	
問い合わせ	堺市障害者支援課 電 話 228-7510 FAX 228-8918 堺市子ども家庭課 電 話 228-7331 FAX 222-6997	

## 9. 短期入所事業の利用登録手続きについて

- ・ 短期入所事業の利用に関しては、施設への利用登録手続きが必要となります。
- ・ 施設を利用することができる対象者は、登録時に短期入所事業の支給決定を受けている方で、かつ、受給者証に医療型短期入所事業を利用することができる「医療型(療養介護)」又は「医療型(重心)」が記載されている方となります。
- ・ 利用登録手続きについては、平成24年4月からの受付を予定しておりますので、詳細は、今後、広報さかい等を通じて情報発信を行います。

その他何かご質問がございましたら、下記までご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

年齢区分	名称 / 所在地	電話 / FAX	交通機関
18歳未満	子ども相談所 西区上野芝町2-4-2	276-7123 (F)277-4303	JR阪和線 上野芝駅 南海バス 上野芝
18歳以上	堺区地域福祉課 堺区南瓦町3-1 (大仙西福祉相談所)	228-7477 (F)228-7870 (245-2528)	南海高野線 堺東駅
	中区地域福祉課 中区深井沢町2470-7	270-8195 (F)270-8103	泉北高速鉄道 深井駅
	東区地域福祉課 東区日置荘原寺町195-1	287-8112 (F)287-8117	南海高野線 萩原天神駅
	西区地域福祉課 西区鳳東町6-600	275-1912 (F)275-1919	JR阪和線 鳳駅 南海バス 西区役所前
	南区地域福祉課 南区桃山台1-1-1	290-1812 (F)290-1818	泉北高速鉄道 梅美木多駅
	北区地域福祉課 北区新金岡町5-1-4	258-6771 (F)258-6836	地下鉄御堂筋線 新金岡駅 南海バス 北区役所前
	美原区地域福祉課 美原区黒山167-1	363-9316 (F)362-0767	南海バス 美原区役所前 近鉄バス 美原区役所前